

第2条による改正

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧				
<p>目次 略</p> <p>第一章 総則</p> <p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条から第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第14号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる 健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>乳幼児に対する健</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>	<p>目次 略</p> <p>第一章 総則</p> <p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条から第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>				

康診査

利用開始時の健康診  
断、定期の健康診断  
又は臨時の健康診断

3及び4 略

第18条から第21条 略

第2章から第6章 略

3及び4 略

第18条から第21条 略

第2章から第6章 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。